

## § 8 組合員及び被扶養者に異動が生じたとき

### § 8の1 組合員が所属所を異動したとき（運営規則第11条）

#### 《共済組合》

次に該当した場合は、所属所から組合員異動報告書（様式集 § 8-001頁参照）を提出してください。

- 1 市町費負担の組合員が所属所を異動したとき。（異動後の所属所から提出）
- 2 県費負担の組合員が市町費負担の組合員になったとき。（異動前・異動後双方の所属所から提出）
- 3 市町費負担の組合員が県費負担の組合員になったとき。（異動前・異動後双方の所属所から提出）

※ 2又は3に該当するときは組合員証番号が変わります。異動後の所属所から組合員異動報告書に組合員証、被扶養者証、特定疾病療養受療証、高齢受給者証及び限度額認定証を添付して返納してください。また、異動することで、公立学校共済組合員の資格を欠いている期間に医療機関等で治療を受けた場合（組合員及び被扶養者ともに）は、共済組合が給付した医療費を返還していただくこととなります。思わぬ多額な出費に慌てることにもなりかねませんので、手続が遅れることのないよう十分に注意してください。

#### 《県互助組合》（互）組合員規則第3条）

次に該当した場合は、互助組合加入申込書を提出してください。

- ・市町費負担の組合員が県費負担の組合員（様式集 § 8-001頁参照）になったとき、又は県費負担の組合員が県互助組合に加入している市町費等負担の組合員（様式集 § 8-001頁参照）になったとき。

**§ 8 の 2 組合員又は被扶養者の氏名が変わったとき（施行規程第93条の2, 第95条第1項）**  
《共済組合》

組合員又は被扶養者の氏名を変更した場合は、次の書類を所属所長を経由して提出し、新しく組合員証等の交付を受けてください。

また、国民年金第3号被保険者（組合員の配偶者で被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の人）は、「国民年金第3号被保険者氏名変更届」（様式集 § 7-011頁）及び年金手帳を提出してください。

- (1) 組合員証等記載事項変更申告書
- (2) 交付を受けている組合員証、被扶養者証、特定疾病療養受療証、任意継続組合員証、高齢受給者証及び限度額認定証を添付してください。

**§ 8 の 3 組合員又は被扶養者の住所が変わったとき（施行規程第93条の2, 第95条第1項）**  
《共済組合》

組合員又は被扶養者の住所を変更した場合は、組合員証等記載事項変更申告書を所属所長を経由して提出してください。住居表示が変更された場合も同様の手続きを行ってください。（組合員証等は各自訂正してください。組合員証の添付は不要です。）

また、国民年金第3号被保険者（組合員の配偶者で被扶養者として認定されている20歳以上60歳未満の人）は、「国民年金第3号被保険者住所変更届」（様式集 § 8-007頁）を提出してください。

**§ 8 の 4 組合員証等の再交付を求めるとき（施行規程第96条）**  
《共済組合》

組合員証等を紛失、若しくは著しく損傷したときは、次の書類を所属所長を経由して提出することによって再交付されます。

**組合員証等再交付申請書**

再交付申請書の「再交付申請の詳細な理由」欄には、「紛失」と記入するだけでなく、紛失その他の状況をできるだけ詳しく記入してください。

また、証が著しく損傷したときは、損傷した証を併せて返送してください。

なお、再交付された後に紛失していた組合員証等が発見された場合は、その組合員証等を直ちに広島支部へ返納してください。